

「危険物の危険性評価及び判定基準等について」（令和 2 年 12 月 28 日国空航第 2826 号）の一部改正について

「危険物の危険性評価及び判定基準等について」（令和 2 年 12 月 28 日国空航第 2826 号）のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

改正後	改正前
危険物の危険性評価及び判定基準等について 「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」 1. <u>(10)</u> に基づき、危険物の危険性評価及び判定基準等について以下のとおり定める。 <u>なお、本通達に定める事項は、同規則第194条及び告示の適用に当たり、危険物の危険性評価及び判定に用いる基準を示すものである。</u> (削る) 第 1 章 固体－液体判定試験 1. (略) 2. 固体－液体判定試験 2.1 (略) 2.2 試験方法 (1) 試験物品を試料容器容積の85%以上満たし、ふたをする。	危険物の危険性評価及び判定基準等について 「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」 1. <u>(13)</u> に基づき、危険物の危険性評価及び判定基準等について以下のとおり定める。 <u>「危険物の危険性評価及び判定基準等について」</u> 第 1 章 固体－液体判定試験 1. (略) 2. 固体－液体判定試験 2.1 (略) 2.2 試験方法 (1) 試験物品を試料容器容積の85%以上満たし、ふたをする。

改正後	改正前
(注) 試料容器の上縁から試験物品の表面までの距離が20mm以内である場合は、試験物品が試料容器容積の85%を満たすものとみなす。 (2) ～ (6) (略) 3・4 (略) 第2章 危険性評価の試験方法及び判定基準 危険性区分のための試験方法及び区分・分類の決定の詳細等については、以下に定める他、国連が定める「危険物輸送に関する勧告」(以下「国連勧告」という。)及び国際民間航空条約第18附属書「航空機による危険物の輸送」及びこれを補足する技術指針(以下「ICAO危険物規則」という。)に定める国連危険物輸送専門家委員会勧告のTests&Criteria(以下「国連勧告「試験方法と判定基準」」という。)の方法によるものとする。 [I] ～ [V] (略) [VI] 毒物類の危険性区分のための試験及び判定基準 1・2 (略) 3. その他の事項 (1) (略) (2) 図表を用いて行う蒸気吸入毒性試験に基づく等級の決定吸入毒性試験に基づく等級の判定基準を図1に示すのでこの図を用いて等級を決定して差し支えない。	(注) 試料容器の上縁から試験物品の表面までの距離を20mm以上となるような試料容器を選択する。 (2) ～ (6) (略) 3・4 (略) 第2章 危険性評価の試験方法及び判定基準 危険性区分のための試験方法及び区分・分類の決定の詳細等については、以下に定める他、国連が定める「危険物輸送に関する勧告」(以下「国連勧告」という。)及び国際民間航空条約第18附属書「航空機による危険物の輸送」及びこれを補足する技術指針(以下「ICAO危険物規則」という。)に定める国連危険物輸送専門家委員会勧告のTests&Criteria(以下「国連勧告「試験方法と判定基準」」という。)の方法によるものとする。 [I] ～ [V] (略) [VI] 毒物類の危険性区分のための試験及び判定基準 1・2 (略) 3. その他の事項 (1) (略) (2) 図表を用いて行う蒸気吸入毒性試験に基づく等級の決定吸入毒性試験に基づく等級の判定基準を図1に示すのでこの図を用いて等級を決定して差し支えない。

改正後

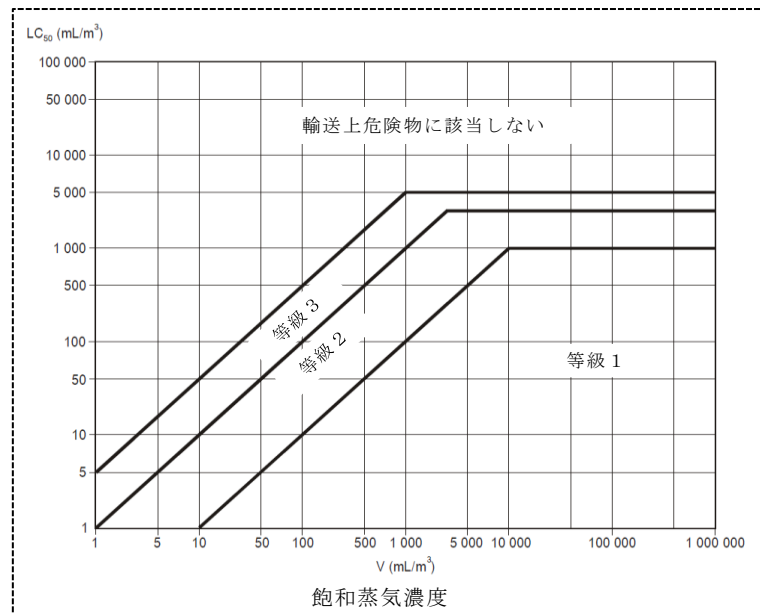


図1 吸入毒性による等級分類図

ただし、LC50と飽和蒸気濃度の交点が等級相互の境界線又は非危険物と等級3との境界線の近傍に位置した場合は、1. (2) 3) に示した判定基準に従い、数値をもって確認すること。

(3) ~ (5) (略)

4. 病毒を移しやすい物質

(1) ~ (6) (略)

(7) 消毒、洗浄、滅菌、修理又は機器の評価のために輸送される、病毒を移しやすい物質で汚染された、又は病毒を移しやすい物質

改正前

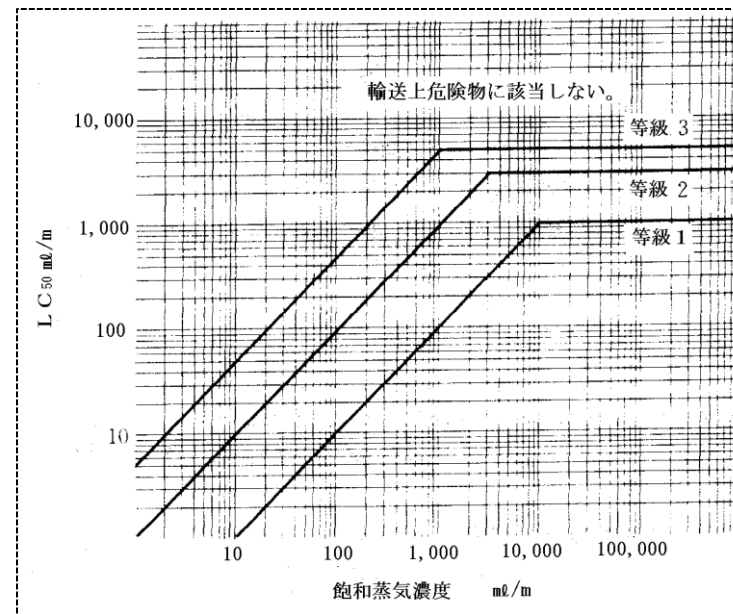


図1 吸入毒性による等級分類図

ただし、LC50と飽和蒸気濃度の交点が等級相互の境界線又は非危険物と等級3との境界線の近傍に位置した場合は、1. (2) 3) に示した判定基準に従い、数値をもって確認すること。

(3) ~ (5) (略)

4. 病毒を移しやすい物質

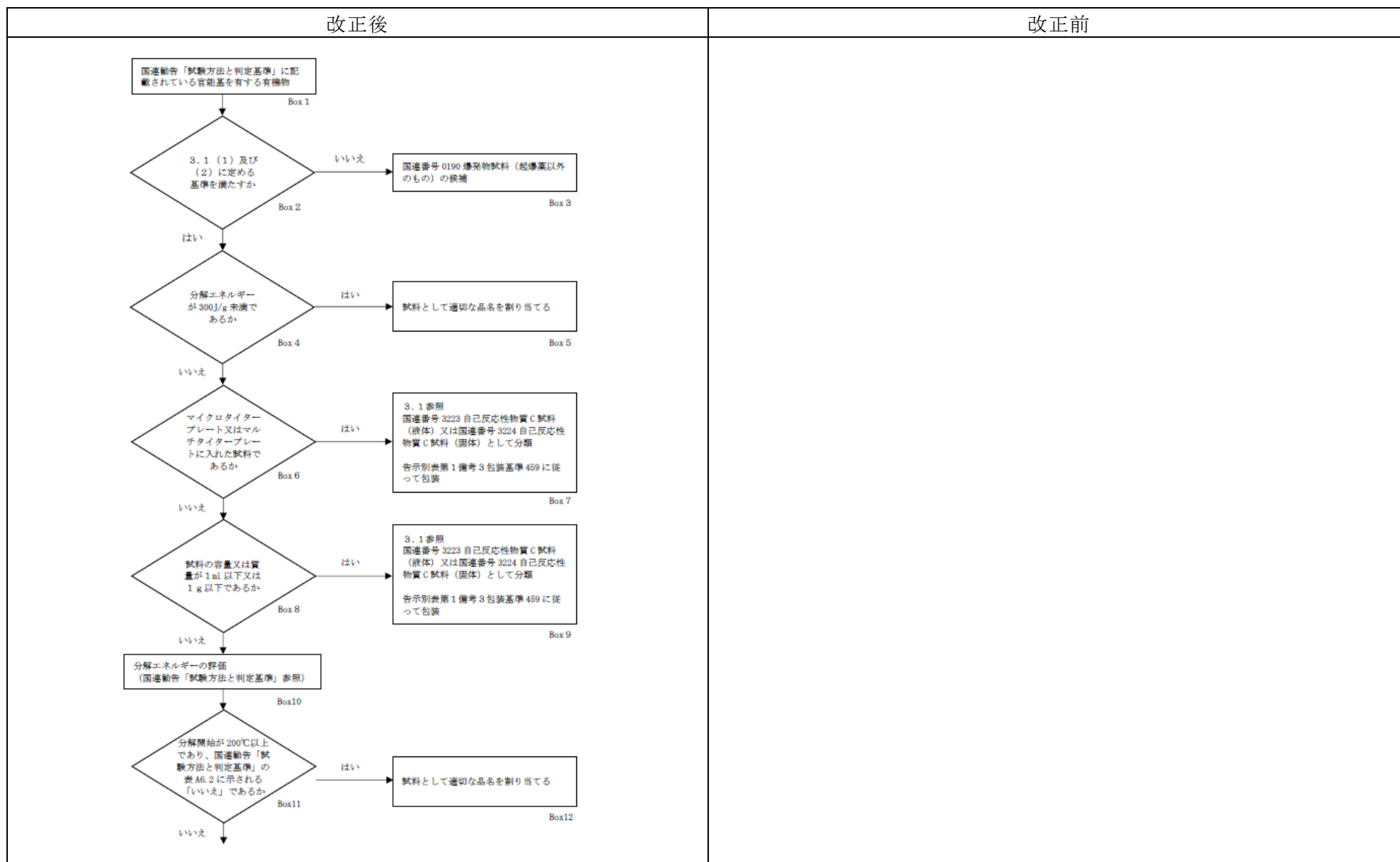
(1) ~ (6) (略)

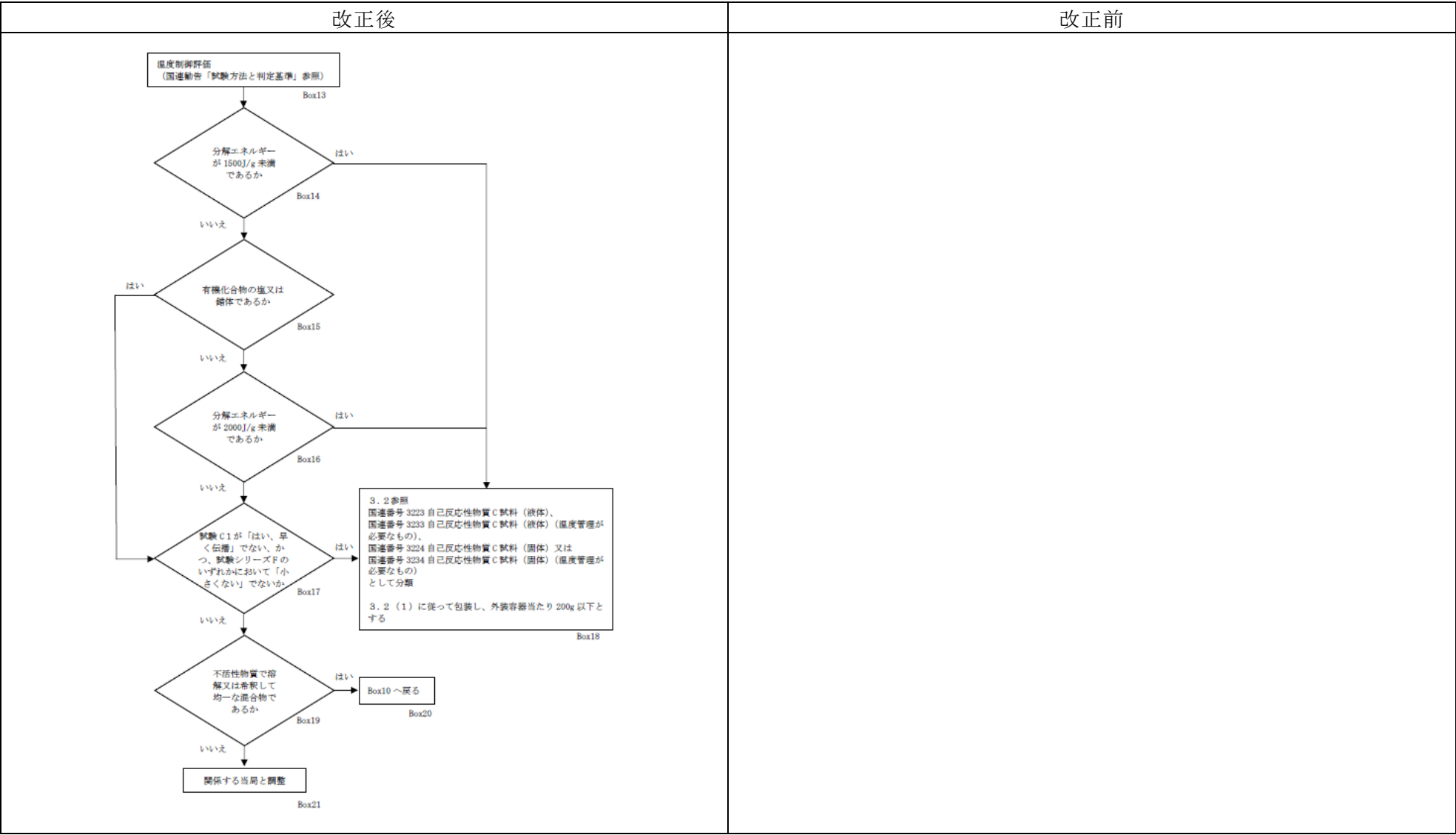
(7) 消毒、洗浄、滅菌、修理又は機器の評価のために輸送される、病毒を移しやすい物質で汚染された、又は病毒を移しやすい物質

改正後	改正前
を含む可能性のある医療機器又は医療装置は、以下の条件を満足する場合、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1) ～ 8) (略) <u>9) 使用済み医療機器に内蔵する、又はともに包装されたりチウム電池又はナトリウムイオン電池は、当該電池に関する規定を適用すること。</u> (注) (7) の規定は、以下の物件には適用しない。 ①・② (略) ③ <u>国連番号が3091、3481及び3552以外の、他の分類</u>による危険物により汚染された、又は<u>国連番号が3091、3481及び3552以外の、他の分類</u>による危険物を含む医療機器又は医療装置	を含む可能性のある医療機器又は医療装置は、以下の条件を満足する場合、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1) ～ 8) (略) (新設) (注) (7) の規定は、以下の物件には適用しない。 ①・② (略) ③ <u>他の分類</u>による危険物により汚染された、又は<u>他の分類</u>による危険物を含む医療機器又は医療装置
[VII] ・ [VIII] (略)	[VII] ・ [VIII] (略)
第3章 複数の危険性を有するものの分類、等級及び品名の判定基準 1. (略) 2. 分類の判定 2.1 優先する分類 個別の危険性が次の分類に該当する場合は、当該分類とする。 (1) ～ (6) (略) (7) 毒物（吸入毒性試験により等級が1と判定されたもの） (注) 腐食性物質に該当する場合であって、経口毒性試験<u>及び</u>経皮毒性試験により等級が3又は毒物に該当しないと判定された場合は、腐食性物質とすること。 (8) (略) 2.2 (略)	第3章 複数の危険性を有するものの分類、等級及び品名の判定基準 1. (略) 2. 分類の判定 2.1 優先する分類 個別の危険性が次の分類に該当する場合は、当該分類とする。 (1) ～ (6) (略) (7) 毒物（吸入毒性試験により等級が1と判定されたもの） (注) 腐食性物質に該当する場合であって、経口毒性試験<u>又は</u>経皮毒性試験により等級が3又は毒物に該当しないと判定された場合は、腐食性物質とすること。 (8) (略) 2.2 (略)

改正後	改正前
3. (略) 第4章 その他 1・2 (略) 3. エネルギー物質の試料 <u>3.1 国連勧告</u>「試験方法と判定基準」に記載されている官能基を有する有機物の試料で以下に該当する場合は、国連番号は3223又は3224とすることができる。 (1)～(4) (略) <u>3.2 国連勧告</u>「試験方法と判定基準」に記載されている官能基を有する有機物の試料で国連番号3223又は3224に割り当てられるものであって、外装容器当たり200g以下の固体又は200ml以下の液体である場合には、以下の基準に従って輸送することができる。 (1) 内装容器として、0.5ℓ又は0.5kg以下の容量のプラスチック製を使用し、外装容器の箱は4C1、4D又は4Gの組合せ容器に梱包されていること。また、包装物当たりの容量又は質量は1ℓ又は1kgを超えないこと。 (2) 温度管理が必要な場合は、いかなる危険な分解も起こらないように温度管理をすること。 (3) 3.1 (1)、(2) 及び (4) に定める基準を満たすこと。 (4) 分解エネルギーは以下のとおりとする。 1) 有機化合物の塩又は錯体の場合は、1500J/g未満。 2) その他の有機化合物の場合は、2000J/g未満。 3) 有機化合物の塩又は錯体の場合であって、1500J/g以上の場合は、国連勧告「試験方法と判定基準」に記載された試験C1の試験結果が「はい、早く伝播」でないこと、かつ、試験シリ	3. (略) 第4章 その他 1・2 (略) 3. エネルギー物質の試料 <u>国連勧告</u>「試験方法と判定基準」に記載されている官能基を有する有機物の試料で以下に該当する場合は、国連番号は3223又は3224とすることができる。 (1)～(4) (略) (新設)

改正後	改正前
ーズFのいずれか 1 つにおいて試験結果が「小さくない」でないこと。 4) その他の有機化合物の場合であって、2000J/g以上の場合 は、国連勧告「試験方法と判定基準」に記載された試験C 1 の 試験結果が「はい、早く伝播」でないこと、かつ、試験シリーズFのいずれか 1 つにおいて試験結果が「小さくない」でないこと。 (5) (4) の基準を満たす場合は、自己反応性物質タイプBよりも危険ではないと推定できる。 <u>3.3</u> 以下のフローチャートに従い、エネルギー物質の試料に分類すること。	(新設)





附 則（令和 年 月 日国空安政第 号）
この通達は、令和 9 年 1 月 1 日から適用する。